

## 菊川市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金交付取扱要領

平成18年9月6日

告示第150号

改正 平成21年3月31日告示75号

(趣旨)

**第1条** プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金の交付に関しては、プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金交付要綱（平成18年菊川市告示第149号。以下「交付要綱」という。）及びこの取扱要領に定めるところによる。

**第2条** 補助対象となる事業は、次に定めるところによる。

(1) 建築物耐震補強助成事業

ア 採択基準

交付要綱第2条第1号に定める事業で、 $I_s/ET$ （静岡県耐震判定指標値）が1.0以上となる耐震改修工事を実施する事業とする。

(2) 既存住宅耐震診断事業

ア 採択基準

交付要綱第2条第2号に定める既存住宅（居住のために継続して利用する建物）の耐震診断（木造住宅にあつては、補強計画の作成を含む。なお、補強計画は、補強後の耐震評点 $1.0$ 以上となり、かつ $0.3$ 以上あがる計画であること。以下同じ。）を行う事業とする。

(3) 既存建築物耐震診断事業

ア 採択基準

交付要綱第2条第3号に定める既存建築物（住宅以外のもの）の耐震診断を行う事業とする。

(4) ブロック塀等耐震化促進事業

ア 採択基準

交付要綱第2条第4号に定めるブロック塀等の耐震化促進事業で、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(イ) ブロック塀等撤去事業（以下「撤去事業」という。）

(ロ) 避難路・避難地沿いブロック塀等緊急改善事業（以下「改善事業」という。）

イ 不採択事項及び条件事項

(イ) 災害復旧事業は補助対象としない。

- (イ) 事業の執行期間は1か年とする。
- (ウ) 改善事業のうち、塀を造り替え又は転換するときは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の道路内には築造しない。
- (エ) ブロック塀を築造する場合は、静岡県作成の「新しいブロック塀の造り方」によること。
- (オ) 他の塀に転換する場合は、金属性フェンス等安全な塀にすること。

(5) 木造住宅耐震補強助成事業

ア 採択基準

交付要綱第2条第5号に定める木造住宅の耐震補強工事を実施する事業で、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- (ア) 耐震診断の結果、耐震評点1.0未満であった木造住宅が、耐震補強工事を行った後に、耐震評点が1.0以上となる当該耐震補強工事。ただし、耐震評点が0.3以上あがる耐震補強工事に限る。
- (イ) 新工法を採用する等、(ア)の診断が困難な場合は、(ア)と同等以上の効果が認められる耐震補強工事

イ 高齢者等が居住する住宅への補助額の上乗せ

補助額の上乗せを行う高齢者等が居住する住宅（借家を除く）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (ア) 65歳以上の者のみが居住するもの
- (イ) 身体障害者手帳の交付を受けた下肢障害者、体幹障害者又は視覚障害者で障害の程度が1級又は2級の者が居住するもの
- (ウ) 市長が(ア)又は(イ)と同等と認めるもの

（補助対象経費）

**第3条** 本事業の補助対象は、交付要綱別表第1に定める経費で、市長が事業の実施に必要と認める範囲内の経費とする。

（添付書類）

**第4条** 交付要綱に規定する交付の申請、変更等の承認及び実績報告をするときは、交付要綱に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 建築物耐震補強助成事業

ア 交付の申請

- (ア) 事業経費の根拠 見積書（内訳設計書）の写し

- (イ) 建築年次が証明できる書類 昭和56年5月31日以前に建築（10㎡以上の増築、改築を含む。）したこと又は同日において工事中であったことを証明するもので次のいずれかの書類の写し
  - a 建築確認通知書
  - b 固定資産課税台帳登録事項証明書（家屋）
  - c 家屋登記簿謄本
- (ウ) 付近見取図 縮尺2,500分の1以上の都市計画図等
- (エ) 耐震改修工事概要図 縮尺500分の1以上の配置図、各階平面図、立面図、断面図及び改修詳細図（耐震改修工事の内容を明示すること。）
- (オ) 耐震改修工事実施建築物の図面 縮尺500分の1以上の配置図（地盤調査を実施する場合は、地盤調査地点を表示）及び各階平面図
- (カ) 現況写真 外観写真（2方向以上）
- (キ) 耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定通知書又は建築基準法の全体計画の認定書の写し
- (ク) その他市長が必要と認めたもの
- イ 変更等の承認申請
  - (ア) 変更の内容がわかる書類
- ウ 実績の報告
  - (ア) 領収書の写し
  - (イ) 事業報告書 事業実施状況、工事監理状況
  - (ウ) 事業の中間工程及び完了状況写真
  - (エ) 改修設計書
  - (オ) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定による計画の認定事務取扱要領（平成9年3月25日付け建第1187号建築課長通知。以下「認定事務取扱要領」とする。）による工事完了確認書又は全体計画の認定のうち当該耐震補強に係る工事の検査済証の写し
  - (カ) その他市長が必要と認めたもの
- (2) 既存住宅耐震診断事業（耐震診断等）、既存建築物耐震診断事業（耐震診断）
  - ア 交付の申請
    - (ア) 事業経費の根拠 耐震診断経費の見積書の写し
    - (イ) 建築年次が証明できる書類 昭和56年5月31日以前に建築（10㎡以上の増築、

改築を含む。) した事又は同日において工事中であったことを証明するもので  
次のいずれかの書類の写し

- a 建築確認通知書
- b 固定資産課税台帳登録事項証明書(家屋)
- c 家屋登記簿謄本

(ウ) 耐震診断実施建築物の付近見取図 縮尺2,500分の1以上の地図

(エ) 耐震診断実施建築物の配置図及び各階平面図

(オ) 現況写真(外観写真)

(カ) その他市長が必要と認めたもの

イ 変更等の承認申請

(ア) 変更の内容がわかる書類

ウ 実績報告

(ア) 診断業務契約書又は領収書の写し

(イ) 耐震診断結果報告書 次の事項を記載した書類

a 木造

(a) 建築物の名称、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日

(b) 耐震診断による耐震評点及び算定根拠

b 木造以外

(a) 建築物の名称、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日

(b) 構造部材強度(コンクリート、鉄筋、鉄骨、杭耐力、地耐力、その他)

(c) 耐震診断の方針

(d) 診断結果の概要(耐震性能の評価)

(e) 建築物の性質

(f) 総合所見

(g) 平面図、伏図、軸組図

(ウ) 補強計画書(木造住宅に限る。) 耐震補強工事による耐震評点及び算定根拠  
がわかる書類

(エ) 補強計画平面図(木造住宅に限る。) 補強方法、施工箇所を明示

(オ) 耐震診断評定書の写し 静岡県耐震評定委員会(社団法人静岡県建築士事務所  
協会内)又はSPRC委員会(財団法人日本建築防災協会内)等第三者機関的な  
委員会による評定書の写し(ただし、次に掲げる建築物を除く。)

- a 次のいずれかに該当する鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物
    - (a) 延べ面積 1,000㎡未満
    - (b) 地上階数 2以下
  - b 次のいずれにも該当する木造の建築物
    - (a) 延べ面積 1,000㎡以下（平屋建てのものは除く。）
    - (b) 高さ 13m以下
    - (c) 軒の高さ 9 m以下
    - (d) 地上階数 2以下
  - c 同一申請者が複数の建築物を耐震診断する場合で、次の全てに該当し、なおかつ1棟分の耐震診断評定書の写しがあるもの
    - (a) 建物構造が同一
    - (b) 建物規模が同程度
    - (c) 建設時期が同程度
  - d 市長が不要と認める建築物
    - (カ) その他市長が必要と認めたもの
- (3) ブロック塀等耐震改修促進事業
- ア 交付の申請
    - (ア) 事業経費の根拠 工事費の見積書の写し
    - (イ) 事業実施ブロック塀等の付近見取図 縮尺2,500分の1以上の地図とし、避難路・避難地沿いブロック塀等緊急改善事業にあつては、緊急輸送路、避難路、避難地等を明示のこと。
    - (ウ) 既存ブロック塀等の現況図（平面図、立面図及び断面図）
    - (エ) 施工前の写真（全景がわかるもので2方向以上とする。）
    - (オ) 避難路・避難地沿いブロック塀等緊急改善事業にあつては、安全な塀に改善する計画設計図面（配置図、平面図、立面図及び断面図）
    - (カ) その他市長が必要と認めたもの
  - イ 変更等の承認申請
    - (ア) 変更の内容がわかる書類
  - ウ 実績報告
    - (ア) ブロック塀等撤去事業にあつては、次に掲げる書類
      - a 工事契約書又は領収書の写し

- b 事業の完了を確認できる全景写真
  - c 既存ブロック塀等の残置図（既存ブロック塀等を残した場合）
  - d その他市長が必要と認めたもの
- (イ) 避難路・避難地沿いブロック塀等緊急改善事業にあつては、次に掲げる書類
- a 工事契約書又は領収書の写し
  - b 事業の完了を確認できる全景写真及び工程ごとに必要とする工事写真
  - c 完成図面（配置図、平面図、立面図及び断面図）
  - d その他市長が必要と認めたもの
- (4) 木造住宅耐震補強助成事業
- ア 交付の申請
- (ア) 事業経費の根拠 工事費の見積書の写し
- (イ) 建築年次が証明できる書類 昭和56年5月31日以前に建築（10㎡以上の増築、改築を含む。）したこと又は同日において工事中であったことを証明するもので次のいずれかの書類の写し
- a 建築確認通知書
  - b 固定資産課税台帳登録事項証明書（家屋）
  - c 家屋登記簿謄本
- (ウ) 工事実施建築物の付近見取図 縮尺2,500分の1以上の地図
- (エ) 工事実施建築物の各階平面図
- (オ) 耐震診断結果報告書 耐震診断による耐震評点及び算定根拠がわかる書類で建築物の名称、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日が記載されたもの
- (カ) 補強計画書 耐震補強工事による耐震評点及び算定根拠がわかる書類で建築物の名称、所在地、用途・規模、算定者の名称・住所、算定年月日が記載されたもの
- (キ) 補強計画平面図 補強方法、施工箇所を明示
- (ク) 補助額の上乗せを申請する場合は、家族構成報告書（別記様式）及び次のいずれかの書類の写し
- a 65歳以上であることが確認できる書類の写し
    - (a) 健康保険証
    - (b) 年金受給者証

- (c) 運転免許証
  - (d) 住所、氏名、生年月日及び年齢が確認できる官公署が交付した書類等
  - b 障害者等であることが確認できる書類の写し
    - (a) 身体障害者手帳
    - (b) 障害等の程度が確認できる官公署が交付した書類等
    - (c) その他市長が必要と認めたもの
  - イ 変更等の承認申請
    - (ア) 変更の内容がわかる書類
  - ウ 実績報告
    - (ア) 工事契約書又は領収書の写し
    - (イ) 主な施工箇所の施工中及び完了時の写真
    - (ウ) その他市長が必要と認めたもの
- (耐震診断等の方法)

**第5条** プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業において、建築物の耐震診断及び補強後の耐震性の評価は、平成18年国土交通省告示第184号（平成18年1月25日）の別添指針による方法（国土交通大臣がこの指針の一部又は全部と同等の効力を有すると認める方法を含む。）若しくは次に掲げる基準によるものとする。なお、非木造の建築物については、静岡県耐震判定指標値（ET値）を用いて耐震性の評価をすること。

(1) 既存住宅耐震診断事業（耐震診断等）、既存建築物耐震診断事業（耐震診断）

ア 耐震診断及び耐震性の評価は、次の基準による。

- (ア) 「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」（昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定（平成7年8月24日付け文教施第185号による改正以前のものを含む））
- (イ) (財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」（昭和60年）ただし、地盤・基礎の評点については、次のとおり読み替えて適用する。

A	地盤・基礎	地盤	良い	普通	悪い
		基礎			
		鉄筋コンクリート造布基礎	1.0	0.8	0.7
		無筋コンクリート造布基礎	1.0	0.7	0.5
		ひびわれのあるコンクリート造布基礎	0.7	0.5	0.4

	その他の基礎（玉石、石積、ブロック塀）	0.6	0.4	0.3
--	---------------------	-----	-----	-----

なお、地盤の判定を静岡県地盤分類図により行う場合は、次のとおり適用する。

第1種地盤……良い地盤

第2種地盤……普通の地盤

第3種地盤……悪い地盤

(ウ) (財)日本建築防災協会による「改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」(2001年改訂版(ただし、電算処理ソフトが使用できる環境が整うまでは平成2年改訂版によることができる))

(エ) (財)日本建築防災協会による「改訂版既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準改修設計指針同解説」(平成10年改訂版)

(オ) (社)営繕協会による「官庁施設の耐震点検・改修要領」(昭和62年)

(カ) 「屋内運動場等の耐震性能診断基準」(平成7年10月23日付け7教施第21の1号文部省教育助成局施設助成課長通知)

(キ) (財)日本建築防災協会による「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説」(平成8年)

(ク) その他特に市長が必要と認めたもの

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の耐震診断に当たっては、原則として電算ソフトを使用するものとし、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造は、第2次診断まで実施すること。

(2) 木造住宅耐震補強助成事業

ア 耐震診断は次のいずれかで実施した診断とする。

(ア) わが家の専門家診断事業(平成13年8月7日付け住安第219号)

(イ) 既存住宅耐震診断事業

(ウ) (財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」(ただし、 $L_t/L_r$ から $D \times E$ を求める方法は除く。)

イ 補強後の耐震評点は下記のいずれかの基準で算定する。

(ア) 「静岡県耐震診断補強相談マニュアル」

(イ) (財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」

(耐震診断等の実施者)

**第6条** 耐震診断等の実施者は次のとおりとする。

(1) 既存住宅耐震診断事業(木造住宅に限る。)における耐震診断及び補強計画の作成

は、静岡県耐震診断補強相談士がいる建築士事務所又はそれらの者と同等の知識を有する者のいる建築士事務所が実施するものとする。

- (2) 木造住宅耐震補強助成事業における耐震診断及び補強後の耐震評点の算定は、静岡県耐震診断補強相談士がいる建築士事務所又はそれらの者と同等の知識を有する者のいる建築士事務所が実施するものとする。(ただし、わが家の専門家診断事業(平成13年8月7日付け住安第219号)により実施した耐震診断の結果を使用する場合を除く。)

(補則)

**第7条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年1月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の小笠町ふじのくに建築物等耐震化促進事業費補助金交付取扱要領(平成14年小笠町要領第2号)、菊川町既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱(平成12年菊川町要綱第9号)、菊川町ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱(平成12年菊川町要綱第10号)又は菊川町木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付事務取扱要領(平成16年菊川町要領第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成18年4月3日から適用する。補助金については、平成18年度から平成20年度までの分の補助金に適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、従前のプロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付取扱要領(平成17年菊川市告示第138号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

家 族 構 成 報 告 書

1 申請者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 ( 歳)
2 同居家族	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 ( 歳)
3 同居家族	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 ( 歳)
4 同居家族	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 ( 歳)
5 同居家族	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 ( 歳)

この住宅に居住するものは、上記のとおり相違ありません。

申請者名 \_\_\_\_\_ ㊞